

25 松 西 農 第 000309 号
令和 7 年 10 月 20 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

松阪市長 竹上 真人

市町村名 (市町村コード)	松阪市 (24204)
地域名 (地域内農業集落 名)	飯高町乙栗子地区 (乙栗子)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 10 月 15 日 (第 2 回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現状：農業者の高齢化が進んでおり、遊休農地の更なる増加が懸念される。

課題：個人での農地の維持が難しくなってきている。分散している担い手の農地を集約化する必要がある。

【地域の基礎的データ】

農業者：35人（うち50歳代以下2人）

主な作物：水稻

(2) 地域における農業の将来の在り方

中山間地域としては耕地整備された8haもの広域な水田の効率的な運用を図り、水稻の作付けや保全を行い耕作放棄地の発生を防止していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	8.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5.1 ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農業者への意向の確認が取れた農地を農業上の利用が行われる農用地等（一部担い手検討農地も含む）である。他の農用地等について10年後の見通しが立った場合やどうしても耕作等が難しくなった場合は追加や削除等の変更の見直しを行っていく。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して担い手への農地集積を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、段階的に担い手への集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

現在の開渠によるかんがい方式をパイプ給水方式にする基盤整備が必要である。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

新規就農者の育成や、地域外からの担い手（新規就農者等）を受け入れられる体制や仕組みづくりを検討していく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

高齢化や後継者不在による遊休農地の発生防止を図るため、管理委託等の対策を考える。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①防護柵やネット等設置・補修などを行う。